

農林水産政策研究所研究基本計画の策定について

1. 趣旨

農林水産政策研究所の研究基本計画は、農林水産政策研究所の所掌事務（農林水産省の所掌事務に関する政策に関する総合的な調査及び研究を行う事務）及び農林水産研究基本目標（平成 11 年 11 月 1 日農林水産技術会議決定）を踏まえ、中長期的展望のもと、農業分野を中心に農林水産政策研究の推進方向を示すものであり、今後おおむね 10 年間に想定される政策研究の重点分野及び今後 5 年間ににおける重点研究課題のほか、研究評価など研究推進に必要な事項の取組方向をまとめたもの。

2. 今回策定の背景

農林水産政策研究所の設立に伴い、所掌事務の対象範囲が拡大したこと及び行政の研究ニーズに対応した質の高い政策研究を推進する観点から、新たに研究基本計画を策定（農業総合研究所の研究基本計画は、平成 8 年 10 月策定）。

3. 研究基本計画(案)の構成

- 第 1 研究推進の視点・・・農林水産政策をめぐる状況、政策研究の視点
- 第 2 研究推進の方向・・・政策研究の重点分野、主要研究問題
- 第 3 研究課題・・・今後 5 年間に重点実施する主要研究問題毎の研究課題
- 第 4 研究の実施、評価及び情報の公開・・・研究推進に必要な事項の取組方向

4. その他

(1) 研究基本計画の取扱い

行政部局との調整（政策研究調整会議）、農林水産技術会議での了承を経て、農林水産政策研究所が決定。

なお、おおむね 5 年後に見直し。

(2) 研究実行計画の策定

研究基本計画を踏まえた研究実行計画（具体的な研究実施課題の実行計画）を毎年度策定。

農林水産政策研究所研究基本計画（案）の概要

第1 研究推進の視点

食料・農業・農村が抱える様々な課題及び食料・農業・農村基本法の基本理念や施策の基本方向に即した政策展開を踏まえ、農林水産省の政策の企画・立案に資する質の高い充実した政策研究を推進。

特に、農林水産省の政策の企画・立案における重要性にかんがみ、農業・林業・水産業分野を一体的・横断的に捉えた政策研究を推進。

行政部局及び独立行政法人との密接な連携の下で、行政の研究ニーズを踏まえた的確な研究を推進。

適切な研究評価により効率性、透明性を高めつつ、農林水産政策研究の拠点として、一方で、わかりやすい形での研究成果の発表により政策策定・合意形成プロセスに貢献。他方で、学術的に水準の高い研究成果を発表。

第2 研究推進の方向

政策研究の重点分野として、「評価・食料政策に関する研究」、「地域振興政策に関する研究」及び「国際政策に関する研究」の3つの主要研究問題を設定。それぞれについて農林水産省が直面する政策課題又は国際情勢を踏まえて研究を実施。

第3 研究課題

主要研究問題ごとに以下の研究課題を設定し、それぞれの研究課題について前半5年間に重点的に実施する研究内容を明確化。

1 評価・食料政策に関する研究

(1) 農林水産政策の評価に関する研究

(2) 食料・農業・農村政策に関連する環境の評価に関する研究

(3) 食料の国際又は国内需給の変動要因の解明と動向予測に関する研究

(4) 食料消費動向の解明及び食料消費政策に関する研究

(5) 食料の生産から消費に至る供給システムの効率化及び安定化政策に関する研究

2 地域振興政策に関する研究

(1) 農林水産業の経営構造及び農林水産業経営の発展のための政策に関する研究

(2) 農山漁村の社会安定化及び農林漁業者の福祉増進のための政策に関する研究

(3) 農山漁村及び中山間地域等の経済の活性化政策に関する研究

(4) 農山漁村及び中山間地域等の資源の保全及び利用高度化のための政策に関する研究

3 国際政策に関する研究

(1) 食料・農業・農村問題をめぐる国際関係の動向及び国際調整政策に関する研究

(2) ヨーロッパ地域、アメリカ・オセアニア地域及びアジア・アフリカ地域それぞれについての食料・農業・農村の動向及び政策の展開方向に関する研究

第4 研究の実施、評価及び情報の公開

本計画に基づいて毎年度研究実行計画を策定し、研究を実施。

外部の専門家・有識者等による研究評価を総合的・体系的に行い、評価結果を公表。

運営の改善及び次年度の研究実行計画に反映。

政策の企画・立案部局と研究所との定期的な会合等を通じ、行政部局との連携・協力の下に研究を実施。

多様な人材を結集するため、必要に応じ外部の研究者を客員研究員として招聘。

農林水産省所管の試験研究を行う独立行政法人との連携・協力、国公立機関、大学、国際機関等との研究交流を積極的に実施。

研究成果については、行政部局、農林水産関係者、国民一般に対して、各種雑誌・研究会等を通じてわかりやすい形で積極的に発表。インターネット等をも活用しつつ研究情報の公開を推進。水準の高い学術論文を学術雑誌・機関誌等に発表。

農林水産政策研究所研究基本計画（案）

平成13年～平成22年

平成13年6月

農林水産省農林水産政策研究所

まえがき

農林水産政策研究所は、「農林水産省の所掌事務に関する政策に関する総合的な調査及び研究を行う」国の研究機関として、平成13年4月に、農業総合研究所を改組して設立された。

前身の農業総合研究所は、農林水産省における唯一の社会科学系の専門研究機関として、昭和21年に設立され、経済社会及び農業の発展に応じて研究課題の重点を移行させつつ、幾多の研究成果を世に問うてきたが、その間、我が国経済社会は大きな変貌を遂げ、食料、農業及び農村をめぐる状況も大きく変化した。平成11年7月には、従来の農業基本法を抜本的に見直した食料・農業・農村基本法が制定され、新たな理念の下に政策体系が再構築された。また、農林水産技術会議においても、同年11月に21世紀に向けた新たな農林水産研究の重点方向を示す「農林水産研究基本目標」を策定した。

このような状況の中で、農林水産政策研究所には、新たな政策の展開方向に即応した充実した政策研究を行うことが求められている。今般、こうした新しい情勢に対応し、新たに「農林水産政策研究所研究基本計画」を策定するものである。

この研究基本計画は、我が国の食料、農林水産業及び農山漁村が直面する諸問題や政策課題を踏まえつつ、農林水産研究基本目標に沿って、農林水産政策研究所における今後10年間程度を見通しての研究推進の方向と前半5年間に重点的に実施する研究課題、研究の実施体制等を定めるものであるが、食料、農林水産業及び農山漁村をめぐる情勢の変化を踏まえ、おおむね5年ごとに見直すこととする。

第1 研究推進の視点

我が国の経済社会は、過去半世紀における急速な経済成長、国際化の著しい進展等により大きな変化を遂げた。この中で食料・農業・農村をめぐる状況は大きく変化した。

我が国は、国民所得の増大に伴い、食生活の高度化・多様化が進展する中で、国内の食料生産がそのニーズに対応しきれず、食料自給率が一貫して低下し、世界最大の食料の純輸入国となった。世界の食料需給が、引き続く人口増加と資源・環境問題の制約を受け、中長期的には楽観を許さない状況の下で、自国の資源を有効に活用して国民への食料の安定供給を確保する観点から、安定的かつ効率的な食料供給システムの構築が課題となっている。

また、生活様式や価値観の多様化が進展し、食料消費面における国民の関心が量的拡大から質的充実へと移行するとともに、物質的満足に加えてゆとりとやすらぎをこれまで以上に重視するようになっていく中で、農業・農村は、国民に対する食料の供給の役割に加えて、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を十分に発揮することが求められている。

一方、我が国が高齢化社会へ今後ますます移行するとみられる中で、生産の場であるとともに生活の場である農村においては高齢化が先行しており、農業の担い手不足、耕作放棄地の増加といった問題が生じている。特に中山間地域では、過疎化及び高齢化の進行による地域社会の活力の低下、地域資源・環境の維持の困難化等の問題が生じている。

我が国をめぐる国際情勢に目を転ずれば、東西冷戦終結から10年を経た現在、世界経済はグローバル化する一方で、諸地域間のブロック化が進み、国際的な相互依存関係と対立関係が複雑に絡み合いながら深化している。農業分野では、WTO体制下における農産物貿易拡大の一方で、農業・農村の多面的機能を主張するEU等の旧大陸諸国と、更なる貿易自由化を進めようとする北米・豪州等の新大陸諸国の対立が深まるとともに、開発途上国側は急速な経済発展により食料輸入依存を高めているグループといまだに貧困からの脱却が課題であるグループに分化し、国際交渉での立場が多様化・複雑化している。

このような状況の中で、平成11年7月に食料・農業・農村基本法が制定され、食料・農業・農村政策に関する4つの基本理念（食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興）の下に、21世紀における政策展開の基本方向が明らかにされた。平成12年3月には同法に基づき食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、食料自給率の向上を始めとして、同法に掲げられた基本理念や施策の基本方向に即した政策展開が図られている。

さらに、農林水産省では、他省庁に先駆けて平成12年度から新しい政策推進手法として農林水産行政全般にわたる政策評価に積極的に取り組み、透明で効率性の高い農林水産政策の企画・立案・執行に努めているところであり、評価手法の改善等による政策評価システムの確立が求められている。

以上のような食料・農業・農村が抱える様々な課題と食料・農業・農村政策の展開を踏まえ、農林水産政策研究所においては、1．評価・食料政策に関する研究、2．地域振興政策に関する研究、3．国際政策に関する研究の3つの主要研究問題について、農林水産省の政策の企画・立案に資する動向分析・予測、政策理論、政策選択・効果予測、政策評

価等に関する研究を行い、中長期的な政策見直しや政策決定に理論的及び分析的素材を提供し、新たな政策を生み出していくような先見性と新規性のある政策研究を推進することが重要である。これにより、質の高い充実した政策研究を推進し、農林水産政策研究所に期待される役割と使命を果たし、農林水産政策を理論的に支える機関として信頼される地位を築いていく必要がある。

特に、農林水産省の政策課題として、農政、林政及び水産行政のすべてを対象として政策評価が導入されること、消費者の視点の重要性が高まる中で農産物のみならず林産物・水産物を含めた食料の安定供給の確保が重要となっていること、及び、地域の活性化を図るためには農村地域で営まれる林業や水産業をも視野に入れた農山漁村地域の総合的な振興が重要となっていること等から、農業・林業・水産業分野を一体的・横断的に捉えた政策研究を推進する必要がある。

政策研究の推進に当たっては、行政部局及び農林水産省が所管する試験研究を行う独立行政法人との密接な連携の下で、行政の研究ニーズを踏まえた的確な研究を推進することが重要である。また、適切な研究評価を行い、効率性、透明性を高めつつ、農林水産政策研究の拠点として、一方で研究成果をわかりやすい形で発表し、行政部局、農林水産関係者、国民一般と共有することにより、政策の策定や合意形成プロセスに貢献していくとともに、他方で学術的にみて水準の高い研究成果を世に問うていくことが必要である。

第2 研究推進の方向

第1に述べた研究の視点を踏まえ、新たな研究分野の強化、研究の重点化を図ることを考慮し、以下の1～3の主要研究問題を設定し、研究を推進する。

1 評価・食料政策に関する研究

効果的・効率的な農林水産政策の企画・立案のためには、政策評価による農林水産関係の制度や施策の効果の検証等を行い、その結果を的確に政策に反映させていく必要がある。

また、農業及び農村が自然環境の保全その他の多面的機能を十分に発揮するためには、限られた資源を有効に活用するとともに、多面的機能の外部効果等を経済的に評価し、政策に反映させていく必要がある。

さらに、食生活の高度化・多様化が進展した一方、国内生産がこれに対応しきれなかったことから食料自給率が低下してきた中で、安定的かつ効率的な食料供給システムの構築が課題となっている。食料の消費に関しては、近年、食料の安全性及び品質に関する消費者の関心が高まる等消費者ニーズが大きく変化する一方、食生活における栄養バランスの崩れや食品ロス等が生じており、消費者政策の充実が課題となっている。また、食生活は、文化や教育との強いつながりが指摘されている。さらに、今日、「食」と「農」の距離は拡大し、その間に食品産業が介在して大きな役割を果たしており、「食」の問題の解明には、生産から流通・消費に至る各部門相互の関連を視野に入れ、食料の生産から消費に至る一連の流れを一つのシステムとしてとらえることが必要となっている。

以上のような課題に応えるためには、農林水産政策の評価に関する研究、食料・農業・農村政策に関連した環境の評価に関する研究、食料の国際又は国内需給の変動要因の解明と動向予測に関する研究、食料消費動向の解明及び食料消費政策に関する研究、並びに食料の生産から消費に至る供給システムの効率化及び安定化政策に関する研究を行う必要がある。

農林水産政策の評価に関する研究については、政策評価機能の充実強化を支援、的確で適正な政策評価を担保するための政策評価手法に関する研究を推進するとともに、国の農林水産施策及び財政の効率化を図る観点から、国及び地方公共団体の農林水産関係の施策の有効性や財政支出の効果等について明らかにする必要がある。

食料・農業・農村政策に関連した環境の評価に関する研究については、多面的機能の経済的評価手法の開発、農林水産分野における環境に配慮した取組が我が国の社会・経済に与える影響の解明が必要である。また、多面的機能は各国の農業形態に依存する側面を有しているため、主要国における貿易政策が多面的機能に与える影響を解明する必要がある。

食料の国際又は国内需給の変動要因の解明と動向予測に関する研究については、世界食料需給に大きな影響を与える技術革新の経済的メカニズムを明らかにするとともに、世界食料需給予測を資源・環境制約を加味して精緻化する必要がある。また、国際需給や国境措置等が国内需給に及ぼす影響を明らかにする必要がある。

食料消費動向の解明及び食料消費政策に関する研究については、食料消費及び食生活の動向とその社会経済的背景の分析を行う必要がある。また、食の安全性が大きく揺らぐとともに、食品の表示に関する国際的紛争の増加の兆しもみえるため、これらについて諸外国の動向を含め分析を行う必要がある。

食料の生産から消費に至る供給システムの効率化及び安定化政策に関する研究については、消費者ニーズの変化、食の外部化の進展、小売業態の多様化、海外からの生鮮農産物輸入の増大、ITの急速な進歩等、近年における「食」をめぐる急速な環境変化の中での食品産業及び食品流通の構造・機能を解明するとともに、フードシステムにおける食品廃棄物処理と環境負荷等の関係を解明する必要がある。

2 地域振興政策に関する研究

我が国の農林水産業においては、就業者の減少と高齢化、経営体の弱体化や資源荒廃の進行がみられる中で、その持続的な発展を図るためには、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の確保・育成が喫緊の政策課題になっている。

一方、農山漁村地域では過疎化、混住化、少子高齢化が急速に進行し、集落等の地域社会の不安定化や、地域住民の生活条件の悪化を引き起こすとともに、農山漁村、特に中山間地域等における過疎化の進行は地域経済の停滞を招いており、これに対応した新たな地域振興政策が必要となっている。特に、地域社会における男女共同参画の推進、農林水産業及び地場産業の振興による就業機会の増大、都市と農村との交流促進による地域経済の活性化及び国民の農業・農村への理解の増進を図る政策が必要とされている。また、農山漁村地域において農林水産活動が行われることにより生ずる多面的機能は、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を果たしており、この機能を将来にわたって十分発揮させるため、地域固有の資源を保全・高度利用する政策が求められている。

このため、農林水産業の経営構造及び農林水産業経営の発展のための政策に関する研究、農山漁村の社会安定化及び農林漁業者の福祉増進のための政策に関する研究、農山漁村及び中山間地域等の経済の活性化政策に関する研究、農山漁村及び中山間地域等の資源の保全及び利用高度化のための政策に関する研究を行う必要がある。

農林水産業の経営構造及び農林水産業経営の発展のための政策に関する研究については、農林水産業の担い手の現状と将来の発展条件を明らかにし、新基本法農政が農業の立地と生産構造にいかなる変化を及ぼすかを予測するとともに、農業経営の安定的発展のための新たな政策手段の在り方等を解明する必要がある。

農山漁村の社会安定化及び農林漁業者の福祉増進のための政策に関する研究については、地域の人口の増減及び年齢構成の変化と家族の在り方及び家族構成員の意識との関連、増大する高齢者の介護を社会的に支援するシステム、地域の社会関係を安定化させるためのコミュニティ再編に関する政策の在り方等を解明する必要がある。

農山漁村及び中山間地域等の経済の活性化政策に関する研究については、地域経済・社会の活性度を規定する要因を分析しつつ、農林水産業及び他の産業を振興するための政策の在り方、地域資源の有効活用に関する政策の在り方、都市との交流を農林水産業の活性化に効果的に結びつける政策の在り方等を解明する必要がある。

農山漁村及び中山間地域等の資源の保全及び利用高度化のための政策に関する研究については、農林地・水等の資源の荒廃を防止する政策の在り方、地域の環境に与える負荷を軽減するための有機性資源の利用に関する政策の在り方、住民及び来訪者が農村アメニティを十分に享受できる施策の在り方等を解明する必要がある。

3 国際政策に関する研究

食料の多くを輸入に依存している我が国にとっては、食料需給の安定化を図り、農林水産業及び農山漁村の振興を図る上からも、世界の食料・農業問題の動向及び食料・農業・農村に係る政策・制度の展開と、それらが我が国の関連政策に与える影響を的確に分析、把握しておくことが不可欠である。また、近年の経済の一層のグローバル化、市場競争の激化、WTO等の貿易体制、バイオテクノロジー及びIT等の技術革新の普及浸透、国際関係の緊密化等が一層進む中で、我が国食料・農業・農村はますます複雑かつ困難な国際的調整の問題、地球環境と食料・農業生産との調和の問題、高齢・少子化の問題を含む世界に共通する多くの問題に直面しており、これらの問題に適切に対処し、有効な解決を図っていくことが最重要課題となっており、国際的視点に立ってこれらの問題解決に資する研究の推進が求められている。加えて、食料・農業・農村の国際的調整問題に適切に対処して行くためには、我が国の食料・農業・農村及び関連政策の国際的説得性の強化並びに国際理解の向上に資する研究の重要性が一層高まってきている。

さらに、世界の食料需給については、なお続く地球人口の増加や、農業生産環境の劣化による農地及び農業用水等の基本的生産要素の制約等により、中長期的には不安定化する恐れもあるとされていることから、世界の主要国（地域）における食料・農業生産の動向及びそれに対する政策対応の状況を的確に分析、把握しておくことが必要である。この場合、世界の主要地域の特質及び我が国との関係等を踏まえて、当該地域の食料・農業・農村をめぐる政策・制度の諸動向を的確に把握し、分析することが必要である。

このため、ヨーロッパ及びロシア地域については、EU農政改革の展開方向を始め、中欧諸国の加盟により東進拡大するEUにおける農業生産と農業構造変化、ヨーロッパ型成熟社会における農業・農村の多面的機能とその発現方策、市場経済移行下にある中東欧及び旧ソ連の農業改革と食料需給の動向等の分析を行うとともに、それらが世界の食料安全保障に及ぼす影響に関する調査研究が必要である。

アメリカ・オセアニア地域については、アメリカ、カナダ、オーストラリア等の新大陸型の大規模農業・農産物輸出国を擁していることから、これら農産物輸出国の食料輸出政策を規定する農業生産の動向、バイオテクノロジー等の技術の普及状況、輸出国間の競争と協調行動の推移、FTA A（米州自由貿易地域）等の地域経済圏の展開方向等の分析を行うとともに、それらが我が国の食料輸入並びに我が国及び世界の食料安全保障に及ぼす影響に関する調査研究が必要である。

アジア・アフリカ地域については、経済のグローバル化等の進展による我が国の食料・農業・農村と近隣アジア諸国の食料・農業・農村との新たな相互関係の展開方向と相互調整の在り方を明らかにするとともに、人口大国である中国及びインド、低所得で食料が不足しているサハラ以南アフリカ、近年経済発展が目覚ましい東・東南アジア諸国等

多様化が著しく進展したこれらの地域諸国の経済発展の段階に応じた食料・農業・農村問題の展開方向、世界の食料安全保障に及ぼす影響及び我が国の国際貢献の在り方に関する調査研究が必要である。

以上のような観点に立って、世界の主要国（地域）における食料・農業・農村の動向及び政策の展開方向に関する研究を行うとともに、これと連携をとりつつ、食料・農業・農村問題をめぐる国際関係の動向及びこれらの国際関係を規定する社会経済的要因を明らかにするとともに、これらに係る国際調整政策に関する研究を行う必要がある。

第3 研究課題

主要研究問題ごとの研究課題は、以下のとおりである。なお、それぞれの研究内容に関する記述において、「特に」以下に記した研究内容は、平成13年度から平成17年度の5年間に重点的に実施するものである。

1 評価・食料政策に関する研究

(1) 農林水産政策の評価に関する研究

農林水産政策に関する評価の的確かつ適正な実施に資するための政策評価手法の開発等を行うとともに、政策評価手法の開発等の研究の基礎となる農林水産政策に係る制度、財政支出等に関する分析を行う。

特に、政策評価の対象となる政策分野や施策・事業等に応じた政策評価手法やシミュレーションモデルの開発及び内外における政策評価事例の分析等による適切な政策評価の在り方の解明、国及び地方公共団体の農林水産財政支出の効果の解明に重点を置く。

(2) 食料・農業・農村政策に関連する環境の評価に関する研究

農林水産業のもたらす多面的機能など食料・農業・農村に関連した環境に関し、経済的評価手法の開発及び評価に基づく政策の在り方の研究を行うとともに、主要国における貿易政策が多面的機能に与える影響等を解明する。

特に、環境価値の推計を簡便化する手法の開発、多面的機能の経済的社会的影響の評価、先進諸国における農産物貿易の変化が多面的機能に与える影響の解明、農業の多面的機能を考慮した貿易理論に関する研究、有機性資源の循環利用等の推進のための環境会計等を利用した評価手法の開発に重点を置く。

(3) 食料の国際又は国内需給の変動要因の解明と動向予測に関する研究

世界食料需給予測を資源・環境制約を加味して精緻化するとともに、食料の国際需給の変動要因、国際需給や国境措置の影響を含む国内需給の変動要因を解明する。

特に、国際的な食料需給見通しの中で最大の不確定要素である技術革新の経済的メカニズムの解明、資源や環境の制約を組み込んだモデルの開発による世界食料需給予測の精緻化、輸入依存度の高い飼料穀物等の価格変動要因等の分析、米の需給・価格動向の品質・用途別予測手法の開発に重点を置く。

(4) 食料消費動向の解明及び食料消費政策に関する研究

最近における食料消費の変化の動向とその要因を明らかにするとともに、食生活改善

及び食教育に関する諸課題を解明し、併せて食の安全性及び食品の表示に関する世界的動向を明らかにする。

特に、消費者の購買・消費行動の実態と社会経済的要因の解明、食料消費及び食生活の動向とその社会経済的背景の分析、食の安全性及び食品の表示制度の動向分析に重点を置く。

(5) 食料の生産から消費に至る供給システムの効率化及び安定化政策に関する研究

「食」をめぐる環境変化の下におけるフードシステムの動向及び変化の方向を解明するとともに、フードシステムにおける食品廃棄物処理と環境負荷等の関係を解明する。

特に、食品産業の業種・業態ごとの動向及び業種間の相互関係の解明、生産者及び加工・流通業者等各主体間の取引手法・取引関係等の解明、食品廃棄物の削減・リサイクルの在り方の解明に重点を置く。

2 地域振興政策に関する研究

(1) 農林水産業の経営構造及び農林水産業経営の発展のための政策に関する研究

農林水産業の生産・流通環境及び少子高齢化等農林水産業の担い手の変化が経営体の経営構造及び階層構成に与える影響を分析し、経営体の発展と生産構造改革のための条件と支援政策の在り方を解明する。

特に、新基本法農政下における主要農作目の立地変動及び農地の利用調整・流動化による規模拡大方策の解明、価格政策変更下における農業経営安定化のための方策の解明、認定農業者・法人経営・新規就農者等の多様な担い手の動向及び経営継承問題並びにその支援施策の解明に重点を置く。

(2) 農山漁村の社会安定化及び農林漁業者の福祉増進のための政策に関する研究

農山漁村における過疎化・混住化・少子高齢化等の社会変動が住民の意識や生活環境に与える影響を分析し、地域定住条件の改善政策の在り方を解明する。

特に、農山漁村におけるライフスタイルや家族関係等の変化と未婚率及び少子化との関連の解明、農山漁村の高齢者福祉システムにおける各種組織と女性の役割の解明、過疎化・混住化の下での地域社会の合意形成促進とコミュニティの再編のための政策の在り方の解明に重点を置く。

(3) 農山漁村及び中山間地域等の経済の活性化政策に関する研究

農山漁村における産業構成と経済構造を分析し、農林水産業を始めとする産業の振興による地域経済の活性化、及び都市と農林水産業・農山漁村の共生のための政策の在り方を解明する。

特に、中山間地域を含む農山漁村における経済の活性度指標・活性化要因の分析、及びこれに基づく、地域農業システムの形成条件の解明、地域資源を活用した地場産業の振興による就業機会の拡大、グリーンツーリズム等都市との交流による農林水産業の活性化のための政策の在り方の解明に重点を置く。

(4) 農山漁村及び中山間地域等の資源の保全及び利用高度化のための政策に関する研究

農山漁村における土地・水等の地域資源の多面的機能を十分発揮させるために、それらを保全し利用を高度化する政策の在り方を解明する。

特に、中山間地域における農林地・水等の資源を維持・管理する農協・第3セクター等の諸組織の在り方の解明、農山漁村における有機性資源の循環的利用システムによる低負荷・持続型地域社会の形成に向けた政策の在り方の解明、景観等の農村アメニティの保全及び向上のための政策の在り方の解明に重点を置く。

3 国際政策に関する研究

(1) 食料・農業・農村問題をめぐる国際関係の動向及び国際調整政策に関する研究

世界の食料・農業・農村問題の展開方向を解明するとともに、食料・農業・農村をめぐる国際関係の展開方向及び国際調整の在り方を規定する社会経済的要因の分析を行う。

特に、WTO 体制等の国際経済秩序下の食料・農産物貿易の動向及びそれが我が国の農業及び関連政策に与える影響の解明、農業・農村の位置づけ、農業と環境との相互関係、食品の安全性等の問題をめぐる国際的紛争の背景要因及び国際的調整の方向の解明に重点を置く。

(2) ヨーロッパ地域の食料・農業・農村の動向及び政策の展開方向に関する研究

ヨーロッパ及びロシア地域の主要国における食料・農業生産の動向、農業生産構造の変化、食料・農業・農村政策の動向を把握するとともに、ヨーロッパの成熟した市民社会における農業・農村の位置付けの総合的な解明を行う。

特に、EUにおける農業・農村振興政策及び農業環境政策に関する動向の解明、中東欧諸国の加盟による拡大EUにおける食料・農業生産の動向及び生産構造の変化と域内地域政策の展開状況の解明、ヨーロッパ社会における農業・農村の新たな社会経済システム等の解明に重点を置く。

(3) アメリカ・オセアニア地域の食料・農業・農村の動向及び政策の展開方向に関する研究

アメリカ及びカナダ、オーストラリア、並びにラテンアメリカ地域の主要食料輸出国における農業生産及び農産物輸出の動向、農産物輸出政策及び貿易戦略の展開方向、バイオテクノロジー等に基づく技術革新が食料・農業システムに及ぼす影響を解明する。

特に、市場指向型政策に依拠する輸出国の食料・農業戦略の展開方向、アメリカの新農業法の特質、WTO交渉戦略等の分析、解明、バイオテクノロジー等に基づく技術革新が輸出国の食料・農業システムの構造に及ぼす影響及び我が国の食料・農業に及ぼす影響の解明に重点を置く。

(4) アジア・アフリカ地域の食料・農業・農村の動向及び政策の展開方向に関する研究

アジア諸国における農業及び農業生産構造、農業政策、食料需給並びに農産物貿易の主要動向とその特質の解明を行うとともに、南アジア、アフリカ地域等の低所得食料不足国における食料需給、農林水産業の生産及び貿易の動向、我が国の開発協力の在り方等の解明を行う。

特に、アジア諸国の経済発展に対応した食料の安定供給、農業・農村地域の振興策、農業者の所得と福祉の向上に係る政策・制度の展開状況の解明、低所得食料不足国における食料・農業生産の制約要因の解明、食料安全保障の確保と我が国の協力の在り方の解明に重点を置く。

第4 研究の実施、評価及び情報の公開

農林水産政策研究所が、その設立の使命を遂行し、農林水産分野の社会科学系研究の拠点としての役割を果たしていくためには、従来の枠にとらわれず、ポテンシャルを最大限発揮する効率的な研究推進に努める必要がある。

本計画に基づいて毎年度研究実行計画を策定し、研究を実施する。また、外部の専門家・有識者等による研究評価（機関評価及び課題評価）を農林水産政策の企画・立案等に資する充実した政策研究活動を実施したかなどの観点から総合的体系的に行い、その評価結果を、インターネット等を活用して公表するとともに、運営の改善及び次年度の研究実行計画に反映させる。

研究の企画及び実施に当たっては、政策の企画・立案部局と農林水産政策研究所との定期的な会合等を通じ、関係する行政部局との連携・協力の下に行う。また、広範な研究ニーズに柔軟な対応を行い得るよう多様な人材を結集するため、必要に応じ大学等外部の研究者を客員研究員として招聘して実施する。さらに、農林水産省が所管する試験研究を行う独立行政法人との人的交流を含めた連携・協力、国公立機関、大学、国際機関等との研究者の交流等を積極的に行い、オープンな環境での充実した政策研究を実施する。

研究成果については、行政部局、農林水産関係者、国民一般に対して各種雑誌又は研究会等を通じてわかりやすい形で積極的に発表し、政策の企画・立案や合意形成プロセスに提供できるよう努めるとともに、研究実施に伴う重要情報や研究成果をインターネット等をも活用しつつ迅速かつ広範囲に提供するなど研究情報の公開を積極的に推進する。また、水準の高い学術論文として学術雑誌、機関誌等に発表する。このため、平成13年度から平成17年度の5年間に学術雑誌、機関誌その他各種雑誌等を通じて980報以上（うち学術雑誌、機関誌等に230報以上）の論文等を発表する。